

# 鳥取砂丘イリュージョン 2017 実施業務

## 公募型プロポーザル実施仕様書

平成 29 年 7 月

鳥取砂丘イリュージョン実行委員会

本仕様書は、鳥取砂丘イリュージョン実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が発注する「鳥取砂丘イリュージョン 2017 実施業務」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めたものである。

## 1 目的

来訪者の減少する冬季の鳥取砂丘観光において「鳥取砂丘イリュージョン」が果たしてきた役割はとて大きく、今や観光客や地域住民が楽しみにしている毎年恒例の事業となっている。

鳥取砂丘イリュージョンを実施することで、鳥取県内の経済活性化やふるさとの魅力向上を図り観光客の消費につながるイベント等を実施することで、砂丘イリュージョンで発生する経済効果の増加及び波及エリアの県内拡大を目指す。

また砂丘エリアの一体感を図るため「砂の美術館」のテーマである「砂で世界旅行・アメリカ編」との連携を考え、イリュージョンのテーマを『フロンティア アメカ』とする。

## 2 イベント概要

- (1) 名称 鳥取砂丘イリュージョン 2017 『フロンティア・アメリカ』
- (2) テーマ 『フロンティア・アメリカ』
- (2) 開催期間 2017年12月9日(土)～2017年12月24日(日) 16日間
- (3) 開催時間 17:30～21:00  
※試験点灯日 12月7日 17:30～18:30 (内覧会)
- (4) 開催場所 鳥取砂丘・市営駐車場周辺（鳥取市福部町湯山ほか）
- (5) 主催 鳥取砂丘イリュージョン実行委員会

## 3 業務の内容

- (1) 施工計画書の作成
- (2) 開催期間中のメンテナンス業務（施工物の管理運営）
- (3) 関係機関等への提出書類及び申請書に必要な書類の作成
- (4) イルミネーション及び企画提案に関する事項の設営
- (5) 構造物の安全管理及び維持管理
- (6) イルミネーション等の撤去及び会場の原状復帰

## 4 企画提案における留意事項

- (1) イルミネーションの使用級数は30万球以上とする。
- (2) 受託者は、契約締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに実行委員会と協議の上、**業務実施計画**を作成して実行委員会に提出する。この際、実施する光の演出イメージなど具体的な内容については、実行委員会の意向を反映させること。

- (3) 本業務期間中に実行委員会との協議において、業務実施計画の変更の必要性が生じた場合にも原則対応すること。
- (4) 鳥取砂丘砂の美術館で開催されている『砂で世界旅行・アメリカ編』に合わせたテーマである『フロンティア・アメリカ』に沿った造形物を設置したり、イルミネーションでの空間演出を行うこと。
- (5) 電気工事は別に行なうので、電源盤までの配線工事を本業務にて行なうこととする。
- (6) 添付資料1のステージを設置すること。(幅10m 奥行6m 高さ0.9m)
- (7) 実行委員会で所有している電球を使用する場合は(添付資料2：イリュージョン実行委員会所有電球リスト)で確認すること。
- (8) 参考資料として(添付資料3)昨年度の設営エリアを示した資料を参考で設営可能エリアをご確認すること。
- (9) DMX等を用いた演出の提案を行わない場合、それに代わる魅力ある演出を提案すること。
- (10) メインシンボルとなるモニュメントを取り入れること
- (11) 過去の鳥取砂丘イリュージョンのイメージにとらわれず、新しい魅力を発信できる企画とすること。
- (12) 砂丘周辺事業者と連携し、市営駐車場だけでなく広範囲のイルミネーション演出を提案すること。
- (13) 「鳥取砂丘特例地域における催事等のガイドライン」を踏まえ、事業を計画すること。
- (14) 本事業は、鳥取砂丘催事連絡会(事務局：鳥取市)※1、鳥取砂丘特例連絡会(事務局：鳥取県)※2による審査、承認を経て正式に事業決定される。企画内容についても事業化に向け修正を加える場合がある。  
※1 鳥取砂丘催事連絡会(鳥取砂丘特別地域〔第2種地域〕内で行われる催事行為について審査する)  
※2 鳥取砂丘特例連絡会(鳥取砂丘特別保護地域〔第1種地域〕内で行われる催事行為について審査する)

## 5 業務に係る留意事項

- (1) 施工に当たっては、実行委員会と十分に協議すること。
- (2) 来場者の安全確保など施工に際し労働安全衛生法に準じ施工すること。
- (3) 施工期間中、イベント期間中、撤去期間中の来場者の安全に十分留意すること。
- (4) 悪天候、積雪等が予想されるため、事故等発生しないように考慮した施工を行うこと
- (5) 夜間のイベントであるため、階段など段差が有る場所を来場者が確認できる施工とすること。
- (6) イベント開催期間中はトラブルを未然に防ぐために欠かさず設置物の定期点検を行い、不点灯電球や設置の緩み、漏電のトラブルが発生した場合には、すみやかに修復対応すること。
- (7) 本業務請負者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守する

こと。

- (8) 撤去については原状復帰すること。また、それに関する必要な手続きを本業務請負者の負担により行うこと。
- (9) 業務場所は山陰海岸国立公園内に位置しているため、照明器具等の設置に関しては自然公園法を遵守し、自然景観を著しく阻害しないよう十分に留意すること。

## 6 再委託の禁止

受託者は、実行委員会の承認を受けずに本業務を再委託してはならない。

## 7 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

## 8 権利の帰属

- (1) 本業務に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、契約金額の支払いと同時に全て実行委員会に移転するものとする。
- (2) 受託者は、本業務で創作した著作物について、実行委員会に対して著作者人格権を行使しないものとする。

## 9 情報等の取扱い

- (1) 受託者は、本業務により知り得た情報等を他の者に漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 本業務を行うために実行委員会から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならない。

## 10 損害賠償

受託者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し、実行委員会又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 11 完了報告及び検査

受託者は、本業務の完了と同時に実行委員会に業務完了報告書を提出し、実行委員会の検査を受けるものとする。

## 12 成果品

完了報告書を除く成果品の最終的な内容・個数は、契約時に実行と受託者が協議の上決定する。

### 1 3 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

### 1 4 その他

受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、必ず実行委員会と協議することにより定めるものとする。

(任意様式)

#### ●デザイン概要図

使用する電球数、照明機器台数及び演出照明設置範囲について別紙業務位置図を使用し図面化し示すこと。可能な範囲で詳細を記入下さい。

- エリアごとに使用するイルミネーションの球数及び種類を明示すること。
- エリアごとの必要電気容量を記載すること。
- 造形物等に使用する材質等を記載すること。